



Title	介護・扶養・相続 - 日仏の意識調査等を踏まえて -
Author(s)	江口, 隆裕
Citation	北大法学論集, 44(1), 210-169
Issue Date	1993-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15520
Type	bulletin (article)
File Information	44(1)_p210-169.pdf



[Instructions for use](#)

介護・扶養・相続

— 日仏の意識調査等を踏まえて —

江 口 隆 裕

1 序

- (1) 介護の社会化への動き
- (2) 介護の社会化と家族の役割
- (3) 扶養・相続制度との関連
- (4) 本稿の目的 — 2つの資料の提示 —

2 介護・扶養・相続に関する日仏の意識調査

- (1) 調査目的
- (2) 調査方法及び内容
- (3) 調査結果
 - (ア) 老後の生活形態
 - (イ) 老後の生活費負担
 - (ウ) 介護者
 - (エ) 成人した子の親に対する義務
 - (オ) 世話と財産相続（分与）との関連性
 - (カ) 親が子を育てる理由
 - (キ) 親子間の面倒見の有無
- (4) 調査結果に関する若干のコメント
 - (ア) 全体的な傾向と今後の課題
 - (イ) 札幌の特性

3 レンタル家族 — 幻想としての家族 —

- (1) レンタル家族とは
- (2) 派遣実績 — 子供のいる高齢者が半数 —
- (3) 派遣依頼の動機 — 疎外された親の立場の回復 —
- (4) レンタル家族の評価

1 序

(1) 介護の社会化への動き

我が国では、世界に類例のない速さで人口の高齢化が進み、2020年には65歳以上の高齢者の全人口に占める割合は25%を超え、世界一の高齢国になろうとしている。人口の高齢化の進展に伴い、最も深刻な問題としてクローズ・アップされてきたのが寝たきりや痴呆といった介護を要する高齢者の問題であり、これら要介護高齢者のうち寝たきりの高齢者だけをみても、1990年には約60万人であったものが2000年には100万人に達するものと推計されている⁽¹⁾。

高齢者の介護を巡る問題については、従来から様々な分野において、様々な立場からの議論が行われてきているが、これまでの議論の中心は、核家族化や女性の社会参加が進み、家族の介護力が低下し続ける中で、このように増大が見込まれる要介護高齢者のニーズに対応した各種公的サービスを確保するためにはどうすべきかということにあったように思われる。

そのような問題提起に呼応するかのように、国では1989年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略（通称ゴールドプラン）」を策定し、向こう十年間の政策目標を具体的な数値を掲げて提示した。さらに、1990年6月には「老人福祉法等の一部を改正する法律」いわゆる福祉8法の改正が行われ、在宅福祉サービスの推進等の改正部分は1991年4月から、特別養護老人ホーム等への入所措置権の町村への移譲、都道府県・市町村における老人保健福祉計画の作成等を内容とする改正部分は1993年4月から施行されている⁽²⁾。このような政策の流れは、高齢者の介護の担い手を家族から社会ないしは地域へシフトさせ、介護を家族以外の外部サービスによって支える方向に、いわば“介護の社会化”を促進していく方向に収斂して行くように見える。

(2) 介護の社会化と家族の役割

介護の社会化という方向性自体は高齢者の介護水準を高めるために妥当なものであり、従来施設中心の医療・福祉施策が主流を占めていた我が国では、在宅サービスの充実を図り、地域福祉を中心としたノーマライゼーション⁽³⁾の実現を目指す上でも必要なものである。しかし、介護の社会化に関する従来の議論は、北欧を中心とする西欧モデルとの比較において立ち遅れていたとされる我が国の保健・医療・福祉サービスの積極的な展開を目指す中で、公的なサービスを始めとする外部サービスの充実に焦点が向けられており、介護の社会化

の方向性の中で「家族」というものがどのように位置付けられるのかという視点が少なからず欠如していたように思われる。すなわち、介護が社会化されて行く中で家族はどのような役割を果たすのか——サービスの提供主体としての役割か、それとも費用負担者としての役割なのか——さらには、そもそも高齢者にとって家族とはどのような意味を有しているのかといった問題がそれである。

(3) 扶養・相続制度との関連

この問題は、現行の民法が規定する扶養や相続といった諸制度とも密接に関連してくる。社会保障法の分野において在宅・施設の各種サービスが充実・強化されて行く中で、民法上の扶養義務はどのような意味を有しており、また、有すべきなのか。現行の相続制度の下では介護労働の提供は必ずしも十分に評価されていないが、介護の社会化を進めるに際し、費用負担の公平という観点から、このような相続制度のあり方を見直す必要がないのかどうかといった問題がそれである。さらに、これらの問題の根底には、家族による介護労働の有償性をどの程度認め得るのか、それが外部サービスに転嫁される場合にも同様に考えられるべきなのか、もし否であるとすればそれはどのような理由に基づくのかという介護と家族に関する、ひいては家族の存在理由に関わる基本的な問いかけが横たわっているように思われる。

(4) 本稿の目的——2つの資料の提示——

以上の問題は、そのうちのどれ1つを取っても十分な検討が必要であり、その解答を見出すためには様々な角度からのアプローチが求められよう。本稿においては、以上のような問題意識を前提に、その解答を見出すために多少とも参考になるであろうと思われる2つの資料を提示することとしたい。1つは日本とフランスにおいて行った介護・扶養・相続に関する意識調査であり、他の1つはレンタル家族と呼ばれる疑似家族現象である。

前者は、徹底した個人主義の国として知られるフランスと集団主義の日本とを対比させ、高齢者の介護・扶養・相続に関する両国の意識を比較することにより、個人主義化しつつあるといわれる我が国の介護・扶養・相続を巡る諸問題を検討する際の参考資料を提供しようとするものである。フランスは西欧諸国の中で高齢化の速度が最も遅く、高齢社会への対応には十分な時間的余裕を持ち得た国であり、その意味でも我が国と対極をなしている⁽⁴⁾。

また、後者は、極めて日本的と思われる疑似家族現象を紹介することにより、

介護・扶養・相続

我が国の高齢者にとって家族がどのような意味を有するかを考える手がかりを得ようとするものである。

これらの資料が介護・扶養・相続を巡る前述の諸問題に関する議論の一助となれば幸いである。

2 介護・扶養・相続に関する日仏の意識調査

(1) 調査目的

本調査は、高齢者の介護・扶養・相続に関する日本人とフランス人の意識を比較し、もって日本とフランスにおける高齢者の介護・扶養・相続を巡る諸制度——民法や社会保障各法に基づく諸制度——のあり方の検討に資することを目的としている。

(2) 調査方法及び内容

本調査は、日本については1992年10月札幌市で、フランスについては同年9月パリ市及びその近郊並びにボルドー市で、それぞれ20才以上の者を対象に有為抽出法に基づき質問紙法による街頭アンケートによって行った。

回答者は日本(札幌)136名、フランス102名(うちパリ市及びその近郊76名)、計238名となっており、年齢別、性別の内訳は表—1の通りである。なお、街頭アンケートという方法をとったため、回答者は寝たきり等の要介護状態には

(表—1) 回答者の国別、性別、年齢階層別内訳

(単位：人)

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	無回答	若 齢 者 計	高 齢 者 計	計
日 本	男	15	4	11	12	15	12	3	0	42	30	72
	女	11	7	14	9	9	10	3	1(1)	42	22	64
	小計	26	11	25	21	24	22	6	1(1)	84	52	136
フ ラ ン ス	男	3	11	9	8	9	5	5	0	31	19	50
	女	8	4	8	8	14	7	1	2(1)	29	23	52
	小計	11	15	17	16	23	12	6	2(1)	60	42	102
全 体	男	18	15	20	20	24	17	8	0	73	49	122
	女	19	11	22	17	23	17	4	3(2)	71	45	116
	小計	37	26	42	37	47	34	12	3(2)	144	94	238

(注) 無回答欄の()内の数字は、若齢者の人数の再掲。

ない、少なくとも街頭に出られる程度の健康状態を有する者である。また、フランスでの回答者の国籍別内訳はフランス国籍を有する者98名、フランス以外の国籍を有しながらフランスに居住する者4名となっている。

質問の内容は、日本については「介護・扶養・相続に関する調査結果総括表」（表—2及び表—3）に記載されている通りであり、フランス語の質問表は別紙1及び2の通りである。具体的には、老後の生活形態、老後の生活費負担、介護者、成人した子の親に対する義務、世話と財産相続（分与）との関連性、親が子を育てる理由という一般的な事項のほか、親子間の面倒見の実態もあわせて聞いており、回答者の扶養等に関する一般的な考え方や面倒見の実態との間にどの程度の乖離が存するかをも明らかにしようとした。したがって、質問内容は60才以上の者（以下、この章において「高齢者」という。）と60才未満の者（以下、この章において「若齢者」という。）とで異なるものとなっている。すなわち、高齢者については上記事項を回答者自身の問題として質問したのに対し、若齢者については上記事項を回答者自身の将来の問題として質問するとともに、回答者の親に係る老後の生活費負担、介護者及び相続の問題をも問うものとなっている。

（表—2） 介護・扶養・相続に関する調査結果総括表（60歳以上の者）

（単位：％）

質 問 事 項	日 本	フ ラ ンス
Q. 1 あなたは、現在、誰と暮らしていますか。		
A. 1. 一人で	11.5	38.1
2. 配偶者と	51.9	50.0
3. 家族（＝配偶者＋子供）と	30.8	9.5
4. 老人ホーム等の施設で	1.9	0.0
5. その他	3.8	0.0
6. 無回答	0.0	2.4
Q. 2 あなたは、一人で生活するのが困難になったとき、どうしますか。		
A. 1. 入院する	9.6	0.0
2. 老人福祉施設に入る	15.4	16.7
3. それでも、公的サービスを受けながら一人で暮らす	7.7	28.6
4. 家族（＝子供）と暮らす	59.6	31.0
5. その他	0.0	9.5
6. 複数回答	3.8	2.4

7. 無回答	3.8	11.9
Q. 3 あなたの老後の生活費は、主に誰が負担していますか。		
A. 1. あなた自身	21.2	28.6
2. あなたの子供	1.9	4.8
3. 年金等の社会保障	69.2	50.0
4. その他	0.0	9.5
5. 複数回答	7.7	2.4
6. 無回答	0.0	4.8
Q. 4 あなたが介護を必要とする状態になったとき、配偶者はいないと仮定して、誰があなたの世話をしてくれると思いますか。		
A. 1. あなたの子供	61.5	45.2
2. 嫁	5.8	0.0
3. 子供・嫁以外の親戚	1.9	4.8
4. 地域（近所）の人	0.0	7.1
5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）	21.2	31.0
6. その他	1.9	0.0
7. 複数回答	5.8	4.8
8. 無回答	1.9	7.1
Q. 5 あなたが介護を必要とする状態になったとき、配偶者はいないと仮定して、誰にあなたの世話をしたいですか。		
A. 1. あなたの子供	57.7	54.8
2. 嫁	7.7	0.0
3. 子供・嫁以外の親戚	1.9	4.8
4. 地域（近所）の人	0.0	7.1
5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）	28.8	21.4
6. その他	0.0	4.8
7. 複数回答	3.8	2.4
8. 無回答	0.0	4.8
Q. 6 成人した子供は、親に対して、どのような義務を負うと思いますか。		
A. 1. なんら義務を負わない	30.8	16.7
2. 経済的余裕があれば、金銭的な援助をすべきだ	19.2	16.7
3. 経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	0.0	7.1
4. 金銭的な援助よりも、世話をすべきだ	40.4	23.8
5. 両方すべきだ	3.8	23.8
6. 無回答	5.8	11.9

<p>Q. 7 あなたの財産は、あなたの世話をしてくれた人により多く相続（分与）させたいと思いますか。（1と3に○をつけた人のみ、次の質問に答えて下さい。）</p> <p>A. 1. はい 2. いいえ 3. 相手次第だ 4. 無回答</p>	<p>67.3 13.5 17.3 1.9</p>	<p>54.8 28.6 9.5 7.1</p>
<p>Q. 7-2 あなたの世話をした人が次の場合でも、財産をより多く相続（分与）させますか。させると思うもの全てを○で囲みなさい。</p> <p>A. 1. あなたの子供 2. 嫁 3. 子供・嫁以外の親戚 4. 地域（近所）の人 5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む） 6. 複数回答 7. 無回答</p>	<p>38.6 2.3 6.8 2.3 2.3 40.9 6.8</p>	<p>63.0 3.7 0.0 3.7 11.1 14.8 3.7</p>
<p>Q. 8 親が子供を育てる理由には、将来、子供に自分の老後の面倒をみてもらえるかもしれないという期待も含まれていると思いますか。</p> <p>A. 1. はい 2. いいえ 3. 無回答</p>	<p>48.1 50.0 1.9</p>	<p>33.3 64.3 2.4</p>
<p>Q. 9 あなたには、子供がいますか。（1に○をつけた人のみ、次の質問に答えて下さい。）</p> <p>A. 1. はい 2. いいえ 3. 無回答</p>	<p>94.2 3.8 1.9</p>	<p>71.4 26.2 2.4</p>
<p>Q. 9-2 あなたの子供は、あなたの面倒をみていますか。</p> <p>A. 1. 面倒をみている 2. 面倒はみていない 3. 多少は面倒をみている 4. 無回答</p>	<p>30.6 26.5 40.8 2.0</p>	<p>50.0 16.7 23.3 10.0</p>
<p>Q. 10 あなたは、親の面倒をみましたか（みていますか）。</p> <p>A. 1. 面倒をみた 2. 面倒はみなかった 3. 多少は面倒をみた</p>	<p>55.8 9.6 28.8</p>	<p>69.0 7.1 7.1</p>

介護・扶養・相続

4. 親はいなかった	3.8	14.3
5. 無回答	1.9	2.4

(注) Q. 7-2 及び Q. 9-2 は、非該当のものを除いた割合。

(表-3) 介護・扶養・相続に関する調査結果総括表 (60歳未満の者)

(単位：%)

質 問 事 項	日 本	フ ラ ンス
Q. 1 あなたは、老後（老後とは60才を過ぎて働かなくなつてからのことをいいます）誰と暮らしたいですか。		
A. 1. 一人で	4.8	3.3
2. 配偶者と	54.8	63.3
3. 家族（＝配偶者＋子供）と	38.1	30.0
4. 老人ホーム等の施設に入る	2.4	0.0
5. その他	0.0	1.7
6. 複数回答	0.0	1.7
Q. 2 あなたは、老後、一人で生活するのが困難になったとき、どうしますか。		
A. 1. 入院する	6.0	0.0
2. 老人福祉施設に入る	35.7	11.7
3. それでも、公的サービスを受けながら一人で暮らす	21.4	30.0
4. 家族（＝子供）と暮らす	29.8	55.0
5. その他	1.2	3.3
6. 複数回答	2.4	0.0
7. 無回答	3.6	0.0
Q. 3 あなたの親の老後の生活費は、主に誰が負担すべきだと思いますか。		
A. 1. 親自身	23.8	21.7
2. 子供（あなた自身も含め）	35.7	10.0
3. 年金等の社会保障	34.5	51.7
4. その他	1.2	0.0
5. 複数回答	4.8	15.0
6. 無回答	0.0	1.7
Q. 4 あなた自身の老後の生活費は、主に誰が負担すべきだと思いますか。		
A. 1. あなた自身	44.0	26.7
2. あなたの子供	4.8	6.7

3. 年金等の社会保障	41.7	53.3
4. その他	0.0	1.7
5. 複数回答	8.3	11.7
6. 無回答	1.2	0.0
Q. 5 あなたの親が介護を必要とする状態になったとき、配偶者はいないと仮定して、親の世話は誰がすべきだと思いますか。		
A. 1. 子供（あなた自身も含め）	70.2	51.7
2. 嫁	2.4	1.7
3. 子供・嫁以外の親戚	0.0	0.0
4. 地域（近所）の人	0.0	1.7
5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）	15.5	21.7
6. その他	0.0	1.7
7. 複数回答	10.7	18.3
8. 無回答	1.2	3.3
Q. 6 老後、あなた自身が介護を必要とする状態になったとき、配偶者はいないと仮定して、誰に世話をしたいですか。		
A. 1. あなたの子供	40.5	45.0
2. 子供の嫁	2.4	0.0
3. 子供・嫁以外の親戚	0.0	1.7
4. 地域（近所）の人	0.0	0.0
5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）	47.6	28.3
6. その他	3.6	1.7
7. 複数回答	6.0	21.7
8. 無回答	0.0	1.7
Q. 7 成人した子供は、親に対して、どのような義務を負うと思いますか。		
A. 1. なんら義務を負わない	25.0	18.3
2. 経済的余裕があれば、金銭的な援助をすべきだ	16.7	18.3
3. 経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	3.6	1.7
4. 金銭的な援助よりも、世話をすべきだ	33.3	30.0
5. 両方すべきだ	17.9	30.0
6. 無回答	3.6	1.7
Q. 8 あなたの親の財産は、親の世話をしてくれた人により多く相続（分与）させるべきだと思いますか。（1と3に○をつけた人のみ、次の質問に答えて下さい。）		
A. 1. はい	69.0	46.7
2. いいえ	13.1	23.3

介護・扶養・相続

3. 相手次第だ	16.7	25.0
4. 無回答	1.2	5.0
Q. 8-2 親の世話をした人が次の場合でも、親の財産をより多く相続(分与)させるべきだと思いますか。思うもの全てを○で囲みなさい。		
A. 1. 子供(あなた自身も含め)	27.8	51.2
2. 嫁	1.4	0.0
3. 子供・嫁以外の親戚	0.0	7.0
4. 地域(近所)の人	0.0	2.3
5. 国、市町村等の公的機関(老人ホーム等を含む)	0.0	14.0
6. 複数回答	65.3	18.6
7. 無回答	5.6	7.0
Q. 9 将来、あなたの財産は、あなたの世話をしてくれた人に多く相続(分与)させたいと思いますか。		
A. 1. はい	59.5	31.7
2. いいえ	7.1	25.0
3. 相手次第だ	32.1	43.3
4. 無回答	1.2	0.0
Q. 10 親が子供を育てる理由には、将来、子供に自分の老後の面倒をみてもらえるかもしれないという期待も含まれていると思いますか。		
A. 1. はい	41.7	25.0
2. いいえ	57.1	75.0
3. 無回答	1.2	0.0
Q. 11 あなたには、子供がいますか。(1に○をつけた人のみ、次の質問に答えて下さい。)		
A. 1. はい	64.3	63.3
2. いいえ	35.7	36.7
Q. 11-2 あなたの子供は、将来、あなたの面倒をみてくれると思いますか。		
A. 1. 面倒をみてくれるだろう	22.2	47.4
2. 面倒はみてくれないだろう	5.6	10.5
3. 多少は面倒をみてくれるだろう	72.2	34.2
4. 無回答	0.0	7.9
Q. 12 あなたは、親の面倒をみていますか。		
A. 1. 面倒をみている	21.4	58.3
2. 面倒はみていない	40.5	5.0
3. 多少は面倒をみている	28.6	31.7
4. 親はいない	7.1	5.0
5. 無回答	2.4	0.0

(注) Q. 8-2及びQ. 11-2は、非該当のものを除いた割合。

調査の実施は、フランスについては筆者自らが、日本については北海道大学法学部で筆者の演習に参加した学生諸君（麻岡光久、遠藤剛司、岡部順哉、神谷慎一、北川憲司、久保田史、小坂橋智、小松直人、武田勝彦、田嶋直哉、田端克洋、原口敦世、日暮龍一、村田拓哉、山崎木綿子、吉村桃子）が行った。

また、調査結果の分析に際しては、北海道大学大学院文学研究科博士後期課程 野沢肇君の全面的な協力を得た。ここに記して、感謝の意を表したい。

(3) 調査結果

回答の結果は「介護・扶養・相続に関する調査結果総括表」（表—2及び表—3）の通りであり、以下、各項目に即して調査結果を概観してみたい。

(ア) 老後の生活形態（高齢者及び若齢者用Q. 1及びQ. 2）

① フランスでも多い家族同居希望

高齢者の老後の実際の生活形態として最も多いのは、日本及びフランスともに「配偶者と」であり、それぞれ51.9%、50.0%を占めている。次に多いのは、日本では「家族（＝配偶者＋子供）」が30.8%であり子との同居率が高くなっている⁽⁵⁾のに対し、フランスでは「一人で」が38.1%となっており、一人暮らしの高齢者の割合が高くなっている。

他方、若齢者の老後の生活形態に対する希望を比較すると、日本及びフランスともに「配偶者と」答えた者が圧倒的に多く、それぞれ54.8%、63.3%となっているが、次に多いのは日本（38.1%）のみならずフランス（30.0%）においても「家族と」となっている。これを前述の高齢者の実際の生活形態と合わせて考えると、若い間は老後も家族とともに生活することを希望する者は少なくないが、実際に年老いたときには親子間の意識の相違や住宅事情等により家族と生活できないフランス人の老後生活像が浮かんでくるようである。

次に、一人で生活するのが困難になったときの予想生活形態（Q. 2）をみると、高齢者の場合、日本では「家族（＝子供）と暮らす」と答えた者が圧倒的に多い（59.6%）のは予想されたところであるにしても、フランスでも「家族（＝子供）と暮らす」と答えた者（31.0%）が「それでも、公的サービスを受けながら一人で暮らす」と答えた者（28.6%）を若干上回り、第一順位となっている点は注目されるべきである。さらに、若齢者の場合には、「家族（＝子供）と暮らす」と答えた者の割合はフランス（55.0%）の方が日本（29.8%）よりもはるかに高くなっており、フランスにおける希望としての家族志向の強さがより一層明らかになるとともに、日本の若齢者層における家族への依存度

の低さが顕著となっている。

② 日本の特色“施設シンドローム”

この調査で際立っていることの1つは、一人で生活するのが困難になったとき「入院する」と答えた者がフランスでは皆無であったのに対し、日本では高齢者、若齢者ともに1割弱おり、社会的入院という言葉に象徴される病院志向の強さを裏付ける結果となっている。さらに、これと「老人福祉施設に入る」と回答した者を合わせると、日本の場合、高齢者の25.0%、若齢者では実に41.7%の者が入院ないし福祉施設入所を選択しており、“施設シンドローム”とも呼ぶべき高い施設依存傾向がみられる。ただ、若齢者で入院または福祉施設入所を選択した者の年齢階層別の割合をみると表—4の通りであり、二十代の層でその割合が最も高くなっていることから、この年齢層の老後問題に関する現実感の希薄さが高い施設依存傾向の背後にあるように思われる。

(表—4) 入院又は老人福祉施設入所を選択した者の年齢階層別内訳

(単位：%)

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
日本	入院	0.0	0.0	16.0	4.8	8.3	9.1	16.7
	老人福祉施設への入所	53.9	36.4	28.0	23.8	16.7	13.6	16.7
	計	53.9	36.4	44.0	28.6	25.0	22.7	33.4
フランス	入院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	老人福祉施設への入所	18.2	13.3	11.2	6.3	17.4	16.7	0.0
	計	18.2	13.3	11.2	6.3	17.4	16.7	0.0

(注) 年代別の回答者総数に占める割合である。

(イ) 老後の生活費負担 (高齢者用Q. 3及び若齢者用Q. 3、4)

① 高齢者で高い社会保障への依存度

老後の生活費は主に誰が負担しているかとの問いに対し、高齢者では「年金等の社会保障」と答えた者が日本(69.2%)、フランス(50.0%)ともに第一順位であったものの、フランスに比べて日本の割合が相当程度高いことが注目される。

他方、若齢者の回答をみると、フランスでは親及び自分自身の老後の生活費負担のいずれについても半数以上が「年金等の社会保障」と答えているのに対し

し、日本の場合、親の老後の生活費は「子供」が負担すべきと答えた者(35.7%)が「年金等の社会保障」(34.5%)を若干上回り、また、自分自身の老後の生活費負担についても「あなた自身」と答えた者(44.0%)が「年金等の社会保障」(41.7%)を若干上回る結果となっている。

② 日本の若齢者で低い社会保障への期待度

若齢者の回答を更に年齢階層別にみると表—5及び表—6の通りであり、フ

(表—5) 親の老後の生活費負担(若齢者用Q. 3)の回答の年齢階層別内訳
(単位：%)

	日 本				フ ラ ン ス			
	20代	30代	40代	50代	20代	30代	40代	50代
親自身	15.4	18.2	36.0	19.0	9.1	13.3	17.6	37.4
子供(あなた自身も含め)	57.7	45.4	28.0	14.3	9.1	13.3	11.8	6.3
年金等の社会保障	23.0	27.3	32.0	57.1	45.4	66.7	47.1	50.0
その他	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0
複数回答	3.9	9.1	4.0	4.8	36.4	6.7	23.5	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表—6) 自らの老後の生活費負担(若齢者用Q. 4)の回答の年齢階層別内訳
(単位：%)

	日 本				フ ラ ン ス			
	20代	30代	40代	50代	20代	30代	40代	50代
あなた自身	50.0	45.4	44.0	33.3	9.1	26.6	29.4	37.5
あなたの子供	11.5	0.0	0.0	4.8	9.1	6.7	5.9	6.3
年金等の社会保障	30.8	36.4	40.0	61.9	54.5	60.0	41.2	56.2
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0
複数回答	7.7	18.2	12.0	0.0	27.3	6.7	17.6	0.0
無回答	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ランスでは年金等の社会保障に対する期待が年齢階層間でそれ程ばらついていない。これに対し、日本の場合には、年齢層が若くなればなるほど老後の生活費を自らが負担すべきだとする傾向が強くなり、年金等の社会保障に対する期待が低下しているが、反面、年齢階層が高くなる、すなわち老後の問題が現実感を持ってくる年齢層ほど年金等の社会保障に対する期待が大きなものとなっている。このように日本の若年齢層の社会保障に対する期待の低さには著しいものがあるが、それがどのような理由に基づくのか——社会保障制度の将来に対する漠然とした不安感の現れなのか、それとも、急速な人口の高齢化が進展する中で増大が見込まれる社会保障費負担を担わざるを得ない若年層の社会保障制度に対する消極的な意思の表明なのか、または、単に老後生活に対する現実感の希薄さによるものなのか——は、わが国の社会保障制度の存立基盤に関わる重要な問題であると言えよう。

(ウ)介護者（高齢者用Q. 4、5及び若年齢者用Q. 5、6）

① 高齢者は子供、公的機関の順

配偶者がいないという仮定の下で、要介護状態になったときの介護者について質問したが、高齢者の場合、日本、フランスともに「あなたの子供」の割合が最も高く、次いで「国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）」の順となっている。ここで配偶者がいないという前提を設けたのは、配偶者を選択肢に加えればこれを選択する者が多数に上ることが予想され、後述の相続や親が子を育てる理由と子の介護との関連性をより明確化することが困難になると予想されたためである。

高齢者用Q. 4は実際に予想される介護者、Q. 5は希望する介護者について質問したつもりであるが、両者の回答内容の大宗に変化はなく、ただ、フランスでは希望する介護者として子供を挙げた者の割合が1割近く増加していること、日本では希望する介護者として国、市町村等の公的機関をあげた者の割合が多少増加している点が注目される程度である。

② 嫁の介護への少ない期待

両国の高齢者の比較として特徴的なのは、介護者として「嫁」をあげた者がフランスでは皆無であるのに対し、日本では少数ながら存在する点である。この点は、日本的な介護の特徴を示すと同時に、現実の高齢者の介護実態として嫁の果す役割が少なくないこと⁽⁶⁾を勘案すると、嫁による介護は必ずしも高齢者自身が望んでいるのではなく、他に介護者がいないなどの結果として嫁に介

護負担が転嫁されていることを示唆するものである。

③ 日本の若者で大きい子供による介護への期待

次に、若齢者の調査結果をみると、フランスでは親及び自分の介護者として「子供」を挙げた者が最も多く、次に国、市町村等の公的機関となっている。これに対し、日本では親の介護者として「子供（あなた自身も含め）」と答えた者が70.2%と極めて高い比率になっているものの、自分の介護者としては「国、市町村等の公的機関」と答えた者（47.6%）が「子供」と答えた者（40.5%）を上回っており、若齢者層における子供による介護への期待の著しい低下とその反面としての公的介護への期待の増大がここにも現れている。

これを年齢階層別にみると表一7の通りであり、複数回答の中の一つとして「子供」を選択した者も合わせれば、日本、フランスともに二十代、三十代の年齢層で自分の介護者として「子供」を選択した者の割合が高くなっている点が特徴的である。特に日本の場合には、前述の老後の生活費負担における私的負担傾向の高さとともに、これらの年齢層は私的負担・私的介護への傾向が高いようにも思われるが、一人で生活するのが困難になったときの生活形態として施設への依存度が高いこと（表一4参照）を考え合わせると、むしろこれらの年齢層は、介護に関する希望と現実との不整合の中にあると考える方が適当かもしれない。

(表一7) 自分の老後の介護者（若齢者用Q. 6）の回答の年齢階層別内訳

(単位：%)

		20代	30代	40代	50代	
日	1. あなたの子供	57.6	54.5	20.0	38.1	
	2. 子供の嫁	3.9	0.0	0.0	4.8	
	3. 子供・嫁以外の親戚	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4. 地域（近所）の人	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）	30.7	36.4	64.0	52.3	
	6. その他	3.9	0.0	8.0	0.0	
本	複数回答	1及び2	0.0	0.0	4.0	0.0
		1及び4	3.9	0.0	0.0	0.0
		1及び5	0.0	9.1	4.0	4.8

計		100.0	100.0	100.0	100.0	
フ ラ ン ス	1. あなたの子供	36.4	60.0	29.4	56.2	
	2. 子供の嫁	0.0	0.0	0.0	0.0	
	3. 子供・嫁以外の親戚	9.1	0.0	0.0	0.0	
	4. 地域（近所）の人	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）	9.1	13.3	47.0	31.2	
	6. その他	0.0	0.0	5.9	0.0	
	複数回答	1 及び 2	0.0	0.0	5.9	0.0
		1 及び 5	36.4	26.7	11.8	6.3
	無回答		0.0	0.0	0.0	6.3
	計		100.0	100.0	100.0	100.0

(エ) 成人した子の親に対する義務（高齢者用Q. 6 及び若齢者用Q. 7）

これまででは老後の生活形態等の実際又は希望について質問してきたが、ここでは成人した子が親に対してどのような義務を負うかについて「金銭的な援助」と「世話」を対比させて質問している。

なお、日本語の質問表では、「世話」という用語を「介護」よりも広い意味内容を有するものとして用いているが、フランス語の質問表ではいずれも“soigner”で表した。

① 金銭的な援助よりも世話に重点

その結果をみると、全体として、「金銭的な援助」よりも「世話」に重点が置かれていることが分かる。すなわち、「金銭的な援助よりも、世話をすべきだ」と「両方すべきだ」と回答した者を合わせると、日本、フランスともに、高齢者、若齢者を通じ、半数近くないしはそれ以上の者が成人した子は親の世話をすべきだと答えており、子の世話に対する期待の大きさが表れている。特に、日本の高齢者にとっては「金銭的な援助よりも、世話をすべきだ」と答えた者の割合が最も高くなっており（40.4%）、介護者としての子への期待が最も大きくなっている。

ただし、回答者の年齢階層別内訳（表—8）をみると、日本、フランスを通

じて「金銭的な援助よりも、世話をすべきだ」と答えた者の割合が二十代、三十代で高くなっており、この結果は、(ウ)介護者のところでみたように、これらの年齢層において自分の介護者として子供を選択する者の比率が高いことと表裏一体をなしているように思われる。

② 子に対して非拘束的な日本の中高齢者

成人した子は親に対して「なんら義務を負わない」と答えた者の割合は、高齢者、若齢者を通じて日本の方が高く、これを年齢階層別にみると五十代以降でその割合が高いのに対し、フランスでは年齢階層間に大きな差異はない。この結果からみると、日本の中高齢者は子に対して比較的拘束的な意識を持っているようである。

(表一八) 成人した子の親に対する義務の回答の年齢階層別内訳

(単位：％)

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
日本	なんら義務を負わない	11.5	27.3	24.0	42.8	29.2	36.4	16.7
	経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	3.8	9.1	32.0	14.3	16.7	18.2	33.3
	経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	0.0	9.1	4.0	4.8	0.0	0.0	0.0
	金銭的な援助よりも世話をすべきだ	53.9	45.4	20.0	19.0	45.8	31.8	50.0
	両方すべきだ	30.8	9.1	12.0	14.3	0.0	9.1	0.0
	無回答	0.0	0.0	8.0	4.8	8.3	4.5	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
フランス	なんら義務を負わない	18.2	6.7	17.7	31.3	13.0	16.7	16.7
	経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	9.1	20.0	17.7	25.0	26.1	0.0	16.7
	経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	0.0	0.0	5.9	0.0	4.4	8.3	16.7
	金銭的な援助よりも世話をすべきだ	45.4	46.6	23.4	12.4	26.1	16.7	33.2
	両方すべきだ	27.3	20.0	35.3	31.3	21.7	33.3	16.7
	無回答	0.0	6.7	0.0	0.0	8.7	25.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

③ 希薄な生活保持義務意識

また、両国を通じて「経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ」と答えた者の割合はともに極めて低い。わが国の民法では、成人した子の親に対する義務はいわゆる生活扶助義務として自己の生活を犠牲にしない限度で負うものとされ、親と未成熟子との関係のように他者の生活を自らの生活として保持する生活保持義務とは区別して理解されているが⁽⁷⁾、この回答においても、成人した子の親に対する義務が生活保持義務的なものとしては認識されていないことがうかがえる。

④ 親に対する義務意識と生活費負担——大きい社会保障への期待——

ここで、成人した子の親に対する義務についての回答と老後の生活費負担の回答とをクロスさせてみると、表—9及び表—10の通りとなる。なお、若齢者については、親の老後の生活費負担に対する回答（若齢者用Q. 3）を取り上げた。

高齢者層では、成人した子の親に対する義務として「経済的な余裕があれば金銭的な援助をすべきだ」と答えた者であっても、日本（100.0%）、フランス（57.1%）ともに自らの老後の生活費負担は「年金等の社会保障」によっていると答えた者が多く、実際には子供の金銭的援助に対してあまり依存していないことが分かる。

他方、若齢者層でも、「経済的な余裕があれば金銭的な援助をすべきだ」と答えた者のうちの半数近くが自分の親の生活費については「年金等の社会保障」が負担すべきだと答えており、親の老後の生活費負担について実際には社会保障に相当程度期待していることが分かる。

ただ、日本の若齢者の場合、「金銭的な援助よりも世話をすべきだ」と「両方すべきだ」と答えた者の方が親の老後の生活費は主に「子供」が負担すべきだとする者の割合が高く、親の世話を子の義務と考えている若齢者は親の生活費負担についても強い義務意識を有する傾向にあるといえよう。

(表一9) 高齢者用Q. 6とQ. 3とのクロス表

(単位：%)

		高齢者自身の老後の生活費負担 (高齢者用Q. 3)							
		あなた自身	あなたの子供	年金等の社会保障	その他	複数回答	無回答	計	
成人した子の親に対する義務 (高齢者用Q. 6)	日本	なんら義務を負わない	37.5	0.0	50.0	0.0	12.5	0.0	100.0
		経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
		金銭的な援助よりも世話をすべきだ	19.0	4.8	66.7	0.0	9.5	0.0	100.0
		両方すべきだ	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		無回答	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
		フランス	なんら義務を負わない	14.3	0.0	71.4	0.0	14.3	0.0
	経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ		0.0	14.3	57.1	14.3	0.0	14.3	100.0
	経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ		33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	99.9
	金銭的な援助よりも世話をすべきだ		40.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	100.0
	両方すべきだ		50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	無回答		20.0	0.0	40.0	20.0	0.0	20.0	100.0

(表—10) 若齢者用Q. 7とQ. 3とのクロス表

(単位：%)

		親の老後の生活費負担 (若齢者用Q. 3)							
		親自身	子供	年金等の	社会保障 その他	複数回答	無回答	計	
成人した子の親に対する義務 (若齢者用Q. 7)	日本	なんら義務を負わない	38.1	19.0	33.3	4.8	4.8	0.0	100.0
		経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	28.6	21.4	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	99.9
		金銭的な援助よりも世話をすべきだ	17.9	42.8	39.3	0.0	0.0	0.0	100.0
		両方すべきだ	13.3	60.0	13.3	0.0	13.3	0.0	99.9
		無回答	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	99.9
	フランス	なんら義務を負わない	36.3	9.1	27.3	0.0	18.2	9.1	100.0
		経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	9.1	27.3	45.4	0.0	18.2	0.0	100.0
		経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		金銭的な援助よりも世話をすべきだ	27.8	0.0	55.5	0.0	16.7	0.0	100.0
		両方すべきだ	16.7	5.5	66.7	0.0	11.1	0.0	100.0
		無回答	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

⑤ 親に対する義務と老後の介護者 — 大きい子供への期待 —

さらに、成人した子の親に対する義務についての回答と老後の介護者の回答とをクロスさせてみると、表—11および表—12の通りとなる。なお、若齢者については、親の介護者についての回答（若齢者用Q. 5）を取り上げた。

これを見ると、全体を通じて、親に対する義務についての回答内容いかんを

問わず、自らの又は親の介護者として子供を選択する者の割合が高く、義務意識とは無関係に介護者としての役割が子供に期待されていることが分かる。

なお、若齢者で「金銭的な援助よりも世話をすべきだ」と答えた者をみると、「子供が親の世話をすべきだ」と答えた者の割合が極めて高くなっており（日本92.9%、フランス61.1%。ただし、複数回答で子供を選択した者を合わせると、フランスも83.3%となる。）、親の世話をすべきだという義務意識と介護者の選択との間に強い相関関係がみられる。

(表—11) 高齢者用Q. 6とQ. 4とのクロス表

(単位：%)

		自分の老後の介護者 (高齢者用Q. 4)									
		あなたの子供	嫁	子供の親戚・嫁以外	地域・近所の人	国・市町村等の公的機関	その他	複数回答	無回答	計	
成人した子の親に対する義務 (高齢者用Q. 6)	日本	なんら義務を負わない	68.7	0.0	6.3	0.0	18.7	0.0	6.3	0.0	100.0
		経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	50.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	10.0	0.0	100.0
		経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
		金銭的な援助よりも世話をすべきだ	61.9	14.3	0.0	0.0	19.0	4.8	0.0	0.0	100.0
		両方すべきだ	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0
		無回答	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	100.0
	フランス	なんら義務を負わない	42.9	0.0	0.0	14.2	42.9	0.0	0.0	0.0	100.0
		経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	57.1	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	14.3	0.0	100.0
		経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	99.9
		金銭的な援助よりも世話をすべきだ	80.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0

介護・扶養・相続

	両方すべきだ	30.0	0.0	10.0	10.0	30.0	0.0	0.0	20.0	100.0
	無回答	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0	100.0

(表—12) 若齢者用Q. 7とQ. 5とのクロス表

(単位：%)

		親の老後の介護者 (若齢者用Q. 5)									
		子 供	嫁	子 の 親 ・ 嫁 以 外	地 域 ・ 近 所 の	人 の	国 ・ 市 町 村 等	の 公 的 機 関	そ の 他	複 数 回 答	無 回 答
成人した子の親に対する義務 (若齢者用Q. 7)	日 本	なんら義務を負わない	52.4	0.0	0.0	0.0	23.8	0.0	19.0	4.8	100.0
		経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	50.0	0.0	0.0	0.0	35.7	0.0	14.3	0.0	100.0
		経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0
		金銭的な援助よりも世話をすべきだ	92.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	100.0
		両方すべきだ	73.4	13.3	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	100.0
		無回答	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
	フ ラ ン ス	なんら義務を負わない	36.4	0.0	0.0	9.1	36.4	0.0	9.1	9.1	100.1
		経済的余裕があれば金銭的な援助をすべきだ	72.7	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	18.2	0.0	100.0
		経済的余裕がなくても金銭的な援助をすべきだ	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		金銭的な援助よりも世話をすべきだ	61.1	5.6	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0	100.0
		両方すべきだ	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	5.6	22.2	5.6	100.0
		無回答	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(オ) 世話と財産相続（分与）との関連性（高齢者用Q. 7、7-2及び若齢者用Q. 8、8-2、9）

① 世話と財産相続（分与）との強い関連性

ここでは、財産相続（分与）に際し、「世話」との関連性をどの程度考慮するかを質問している。その結果をみると、日本、フランスともに、高齢者、若齢者を通じて、世話をしてくれた人により多く財産を相続（分与）させたいと思う者が最も多くなっている。ただし、フランスの若齢者だけは自分の財産相続（分与）と世話との関連性について「相手次第だ」と答えた者の割合が最も高くなっている（43.3%）。このことから、少なくとも財産の相続（分与）に際しては、その配分に当たって世話の要素を考慮したいとする認識が多数を占めているといえよう。

② 財産相続（分与）の相手方——多い子供、少ない嫁——

次に、具体的な相手方を上げて世話と財産相続（分与）との関連性を質問したが、その結果は「子供」を選択した者が最も多く、それは複数回答の内容を含めてみても同様である（表-13及び表-14参照）。

また、嫁に対して財産をより多く相続（分与）させると答えた者は、フランスのみならず日本においても「地域（近所）の人」よりも少数であり、嫁の世話が財産相続（分与）に関する意識の上でも明確な位置付けを与えられていないことがうかがわれる。

(表-13) 高齢者用Q. 7-2（再掲）（複数回答重複算入後）

(単位：%)

Q. 7-2 あなたの世話をした人が次の場合でも、財産をより多く相続（分与）させますか。させると思うもの全てを○で囲みなさい。	日 本	フランス
A. 1. あなたの子供	34.5	51.5
2. 嫁	12.6	9.1
3. 子供・嫁以外の親戚	17.2	6.1
4. 地域（近所）の人	18.4	12.1
5. 国、市町村等の公的機関（老人ホーム等を含む）	13.8	18.2

(注) 本表は、高齢者用Q. 7-2の複数回答をそれぞれの選択肢に重複して算入し、割合を出している。

(表一14) 若齢者用Q. 8—2 (再掲) (複数回答重複算入後)

(単位：%)

Q. 8—2 親の世話をした人が次の場合でも、親の財産をより多く相続 (分与) させるべきだと思いますか。思うもの全てを○で囲みなさい。	日 本	フランス
A. 1. あなたの子供	32.3	50.0
2. 嫁	17.2	5.0
3. 子供・嫁以外の親戚	16.1	10.0
4. 地域 (近所) の人	17.7	11.7
5. 国、市町村等の公的機関 (老人ホーム等を含む)	14.5	18.3

(注) 本表は、若齢者用Q. 8—2の複数回答をそれぞれの選択肢に重複して算入し、割合を出している。

(カ) 親が子を育てる理由 (高齢者用Q. 8及び若齢者用Q. 10)

— 予想以上に多い老後の面倒見に対する期待 —

民法上、親は未成年の子に対して監護養育の義務を有するが、成人した子と親との関係については、いわゆる生活扶助義務として、一定の条件の下で経済的給付が認められるにすぎない。しかしながら、実際には、介護者としての子に対する親の期待は極めて大きく、子自身も親の世話を自らの義務として相当程度認識していることは既にもてきた通りである。そこで、本問では、親が子供を育てる理由として、老後、子供に自分の面倒をみてもらえるかもしれないという期待も含まれていると思うかを質問した。

なお、ここでは、「世話」のみならず「金銭的な援助」をも含み得る概念として「面倒をみる」という用語を用いており、フランス語の質問表ではこれを“s'occuper”で表している。

その結果、日本では高齢者の48.1%、若齢者の41.7%が、また、フランスでも高齢者の33.3%、若齢者の25%が、全体では37.4%の者が「はい」と答えており、この調査では、予想以上に子の養育と老後の面倒見に対する期待とを関連させている者が多い結果となった⁽⁸⁾。

(キ) 親子間の面倒見の有無 (高齢者用Q. 9—2、10及び若齢者用Q. 11—2、12)

最後に、親子間の面倒見の有無の実際について質問した。これまでの質問が介護・扶養・相続に関する一般的な考え方を問うものであったのに対し、本問

では回答者が実際にどの程度親の面倒をみたか（みているか）、さらに回答者の子は回答者すなわち親の面倒を実際にみているか（みしてくれるだろうか）を問い、その結果とこれまでの回答とを対比することにより、回答者の一般的な考え方と面倒見の実際との間にどの程度乖離があるかを明らかにしようとするものである。

① フランスに多い子供のいない高齢者

その前提として、回答者の子供の有無を質問したところ、若齢者の場合には子供がいない者は両国ともほぼ4割弱と同程度であったが、高齢者の場合には子供がいないと答えた者の割合はフランスの方が日本よりもはるかに高くなっている（日本3.8%、フランス26.2%）。

② 全体的に多い親の面倒見 — 例外は日本の若齢者 —

親の面倒見の実際の全体的な傾向としては、「面倒をみた（みている）」と「多少は面倒をみた（みている）」と答えた者を合わせると、日本、フランスともに8割から9割に上り、何らかの形で親の面倒をみた（みている）とする者が圧倒的多数を占めている。しかし、日本の若齢者だけは両者を合わせても50%に止まっている。

これを年齢階層別にみると表—15の通りであり、高齢者層では両国ともに「面倒をみた」とする者が過半数を超え、特にフランスの高齢者で高い割合となっているのに対し、若齢者層では、特に日本の若齢者に「面倒をみている」とする者が少なく、「面倒はみていない」と答えた者が際立って多くなっていることが分かる。この調査では、面倒見の具体的な内容までは尋ねていないが、少なくとも回答者の意識においては、日本よりもフランスの方が親の面倒を見ているという結果が出ている。

(表—15) 親の面倒見の有無（高齢者用Q. 10及び若齢者用Q. 12）の回答の年齢階層別内訳

(単位：%)

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
日 本	面倒をみた（みている）	3.9	18.1	28.0	33.3	58.4	50.0	66.6
	面倒はみなかった（みていない）	65.3	36.4	28.0	28.6	12.5	4.6	16.7
	多少は面倒をみた（みている）	26.9	36.4	32.0	23.8	20.8	40.8	16.7

	親はいなかった(いない)	0.0	0.0	12.0	14.3	8.3	0.0	0.0
	無回答	3.9	9.1	0.0	0.0	0.0	4.6	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
フ ラ ン ス	面倒をみた (みている)	54.6	46.7	70.6	56.2	65.3	83.4	66.7
	面倒はみなかった (みていない)	0.0	0.0	0.0	18.8	8.7	8.3	0.0
	多少は面倒をみた (みている)	45.4	53.3	23.5	12.5	13.0	0.0	0.0
	親はいなかった(いない)	0.0	0.0	5.9	12.5	13.0	8.3	33.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

③ フランスの方が大きい子への面倒見の期待

次に、子供が自分(親)の面倒をみている(みてくれるだろう)かどうかとの質問に対しては、日本、フランスともに、日本の若齢者も含めて7割から9割の者が「面倒をみている(みてくれるだろう)」か「多少は面倒をみている(みてくれるだろう)」と答えている。

その年齢階層別内訳は表一16の通りであり、「面倒はみていない(みてくれないだろう)」とする者の割合は両国間で大きな差異がみられないものの、積極的に「面倒をみている(みてくれるだろう)」とする者の割合は、高齢者、若齢者を通じてフランスの方が高くなっており、子による面倒見についてもフランスの方が子供への期待度が高い結果となっている。

なお、この質問は子供を有する者に限定して行われたものであるため、二十代、三十代の年齢層では回答者数が限られており、全体的な傾向を把握する程に有為な数値とはなっていない。

(表一16) 子供による面倒見の有無(高齢者用Q. 9-2及び若齢者用Q. 11-2)の回答の年齢階層別内訳

(単位: %)

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
日	面倒をみている(みてくれるだろう)	100.0	0.0	29.2	19.0	29.2	31.6	33.3
	面倒はみていない(みてくれないだろう)	0.0	0.0	12.5	0.0	33.3	21.0	16.7

本	多少は面倒をみている (みてくれるだろう)	0.0	100.0	58.3	81.0	33.3	47.4	50.0
	無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
フ ラ ン ス	面倒をみている (みてく れるだろう)	50.0	30.0	38.4	69.2	47.1	50.0	60.0
	面倒はみていない (みて くれないだろう)	0.0	0.0	15.4	15.4	11.8	25.0	20.0
	多少は面倒をみている (みてくれるだろう)	50.0	60.0	38.5	7.7	23.5	25.0	20.0
	無回答	0.0	10.0	7.7	7.7	17.6	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

④ 面倒見の内容 — 期待が小さい金銭的援助 —

ここで、老後の生活費負担に関する回答者の一般的な考え方と面倒見の実際との間にどの程度の乖離があるかを検証するため、面倒見の有無についての回答と老後の生活費負担及び介護者についての回答とをクロスさせてみた。

まず、高齢者について、子供が自分の面倒をみているかどうかについての回答と自分の老後の生活費負担についての回答をクロスさせてみると（表—17）、子供が自分（親）の「面倒をみている」と答えた者でも、自らの老後の生活費については主に「年金等の社会保障」が負担していると答えた者の割合が日本、フランスともに最も高く（日本66.7%、フランス40.0%）、「子供」が生活費を負担していると答えた者は極めて少数（日本6.7%、フランス0.0%）となっている。このことから、高齢者にとっては、子供による面倒見の具体的な内容として生活費負担等の金銭的な援助はそれ程期待されていないことが分かる。

他方、若齢者を見ると（表—18）、日本の場合、自分が親の「面倒をみている」と答えた者の50%が親の老後の生活費は主に「親自身」が負担すべきだと答えているのに対し、「面倒はみていない」又は「多少は面倒をみている」と答えた者の4割が親の老後の生活費は自分も含めた「子供」が負担すべきだと答えており、親の面倒見の有無と親の生活費負担の回答とが一見矛盾する結果となっている。これについては、日本の若齢者の場合には、親の面倒見の内容として生活費負担はあまり意識されていないことによるものと解釈すべきであろうか。

(表一17) 高齢者用Q. 9-2とQ. 3とのクロス表

(単位：%)

		高齢者自身の老後の生活費負担 (高齢者用Q. 3)							
		あなた自身	子供のあなた	年金等の社会保障	その他	複数回答	無回答	計	
子供による面倒見の有無 (高齢者)	日本	面倒をみている	13.3	6.7	66.7	0.0	13.3	0.0	100.0
		面倒はみていない	30.8	0.0	61.5	0.0	7.7	0.0	100.0
		多少は面倒をみている	15.0	0.0	80.0	0.0	5.0	0.0	100.0
		無回答	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	フランス	面倒をみている	33.3	0.0	40.0	6.7	6.7	13.3	100.0
		面倒はみていない	40.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		多少は面倒をみている	14.3	0.0	57.1	28.6	0.0	0.0	100.0
		無回答	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	99.9

(注) 子供のいない者は、含まれていない。

(表一18) 若齢者用Q. 12とQ. 3とのクロス表

(単位：%)

		親の老後の生活費負担 (若齢者用Q. 3)							
		親自身	子供	年金等の社会保障	その他	複数回答	無回答	計	
親の面倒見の有無 (若齢者用Q. 12)	日本	面倒をみている	50.0	16.7	27.8	0.0	5.5	0.0	100.0
		面倒はみていない	17.7	38.2	38.2	0.0	5.9	0.0	100.0
		多少は面倒をみている	16.7	41.6	33.3	4.2	4.2	0.0	100.0
		親はいない	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		無回答	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	フランス	面倒をみている	22.9	14.3	51.4	0.0	11.4	0.0	100.0
		面倒はみていない	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	99.9
		多少は面倒をみている	10.5	5.3	57.9	0.0	26.3	0.0	100.0
	親はいない	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	

これに対し、フランスの若齢者では、自分が親の面倒をみているかどうかにかかわらず、親の老後の生活費は「年金等の社会保障」が主に負担すべきだと答えている者の割合が最も高くなっており、親の面倒見の有無とは無関係に社

会保障に対する期待が一貫して高いものとなっていることが分かる。

⑤ 面倒見の有無と無関係な介護者の選択

次に、面倒見の有無についての回答と老後の介護者についての回答をクロスさせてみた。まず、高齢者の場合（表一19）、日本、フランスともに、子供が自分（親）の面倒をみているかどうかについての回答内容とは無関係に「子供」を予想される介護者として選択する者の割合が高く、親が要介護状態になる以前の面倒見の有無と要介護状態になったときの介護者の問題とは別個の問題として認識されているようである。

これを若齢者についてみると（表一20）、日本の場合、自分が親の面倒をみているかどうかにかかわらず、親の介護者としては「子供」を選択する者の割合が高くなっており、高齢者と同様の傾向がみられる。

これに対し、フランスの若齢者の場合には、親の「面倒をみている」と答えた者では親の介護者として「子供」を選択した者の割合が高い（68.6%）のに対し、「多少は面倒をみている」とする者では「子供」のみを選択した者の割合は低くなっている（26.3%）が、後者のうちの複数回答者の全てが「子供」を併せて選択していることから、フランスの若齢者の場合には、親の面倒見の有無と親の介護者としての子供の役割との間にある程度の相関関係がみられる

（表一19） 高齢者用Q. 9—2とQ. 4とのクロス表

（単位：％）

		自分の老後の介護者（高齢者用Q. 4）									
		あなたの子供	嫁	子供・親戚・嫁以外	地域・近所の人	国・市町村等の公的機関	その他	複数回答	無回答	計	
子供による面倒見の有無（高齢者用Q. 9—2）	日本	面倒をみている	53.3	13.3	0.0	0.0	13.3	6.7	6.7	6.7	100.0
		面倒をみていない	69.2	7.7	7.7	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	100.0
		多少は面倒をみている	65.0	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	5.0	0.0	100.0
		無回答	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
フランス		面倒をみている	66.6	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	6.7	6.7	100.0
		面倒をみていない	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		多少は面倒をみている	85.7	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
		無回答	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	99.9

（注） 子供のいない者は、含まれていない。

(表—20) 若齢者用Q. 12とQ. 5とのクロス表

(単位：%)

		親の老後の介護者 (若齢者用Q. 5)									
		子 供	嫁 供	子 供 の 親 戚 嫁 以 外	地 域 ・ 近 所 の	人 国 ・ 市 町 村 等	の 公 的 機 関	そ の 他	複 数 回 答	無 回 答	計
親の面倒見の有無 (若齢者用Q. 5)	日	面倒をみている	77.8	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	5.5	0.0	100.0
		面倒はみていない	76.5	2.9	0.0	0.0	14.7	0.0	5.9	0.0	100.0
		多少は面倒をみている	58.3	4.2	0.0	0.0	20.8	0.0	16.7	0.0	100.0
	本	親はいない	66.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	100.0
		無回答	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0
フランス		面倒をみている	68.6	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	8.6	2.8	100.0
		面倒はみていない	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	99.9
		多少は面倒をみている	26.3	5.3	0.0	5.3	26.3	0.0	36.8	0.0	100.0
		親はいない	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	99.9

ようである。

④及び⑤の結果を総合すると、少なくとも回答者の認識においては、Q. 10の「面倒見」はかなり幅の広い概念として理解されていることが分かる。

⑥ 面倒見の経験と無関係な親に対する義務意識

ここでは、自分の親の面倒をみたかどうかについての回答と成人した子の親に対する義務についての回答をクロスさせてみた (表—21及び表—22)。

まず、横軸を中心に、親の面倒見の有無が子の親に対する義務に関する考え方にどのような影響を与えているかをみると (表—21及び表—22の上段の数値参照)、日本、フランスともに、例えば「面倒をみた (みている)」とする者でも子は親に対して「なんら義務を負わない」と答えた者が少なくなく、逆に「面倒はみていない」と答えた若齢者でも「金銭的な援助よりも世話をすべきだ」や「両方すべきだ」と答えている者が相当数いることから、自分が実際に親の面倒をみたかどうかは、子の親に対する義務を肯定する方向にも、否定する方向にも大きな影響を与えていないことが分かる。

⑦ 親に対する義務意識と無関係な面倒見の有無

次に、縦軸を中心に、成人した子の親に対する義務についての考えが実際にどの程度実践されているかをみてみると (表—21及び表—22の下段の数値参

照)、子の義務としては「なんら義務を負わない」と考えていても実際に親の「面倒をみた」と答えた者は、高齢者の場合、日本56.3%、フランス42.9%となっており、若齢者でも親の「面倒をみている」と答えた者が日本で19.1%、フランスでは36.4%もいた。若齢者の場合には親の面倒見の必要性が生じている蓋

(表-21) 高齢者用Q. 10とQ. 6とのクロス表

(単位：%)

		成人した子の親に対する義務 (高齢者用Q. 6)							計
		なんら義務を負わない	経済的余裕が援助をすべきだ	経済的余裕が援助をすべきだ	金銭的援助をすべきだ	両方すべきだ	無回答		
親の面倒見の有無 (高齢者用Q. 10)	日本	面倒をみた	31.0	17.3	0.0	44.8	0.0	6.9	100.0
			56.2	50.0	0.0	61.9	0.0	66.7	—
		面倒はみなかった	20.0	20.0	0.0	60.0	0.0	0.0	100.0
			6.3	10.0	0.0	14.3	0.0	0.0	—
		多少は面倒をみた	33.3	26.7	0.0	33.3	6.7	0.0	100.0
			31.2	40.0	0.0	23.8	50.0	0.0	—
		親はいなかった	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0
	6.3		0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	—	
	無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	
		100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0		
	フランス	面倒をみた	10.3	20.7	6.9	20.7	27.6	13.8	100.0
			42.8	85.7	66.7	60.0	80.0	80.0	—
面倒はみなかった		33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	100.0	
		14.3	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	—	
多少は面倒をみた		66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	100.0	
		28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	—	
親はいなかった		0.0	16.7	16.7	66.6	0.0	0.0	100.0	
	0.0	14.3	33.3	40.0	0.0	0.0	—		
無回答	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—		
計	—	—	—	—	—	—	—		
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			

然性が高齢者よりも低いことを勘案すれば、前述のように「面倒見」がかなり幅広い概念として理解されていることが推察されるとしても、義務観念よりも面倒見の必要性が優越していることが読み取れよう。

他方、「世話をすべきだ」ないし「両方すべきだ」と答えても、親の「面倒はみなかった（みていない）」とする者も存在するが、これについては、その前提としての親の面倒見の必要性の存否が明らかでないため、評価は困難である。

(表一22) 若齢者用Q. 12とQ. 7とのクロス表

(単位：%)

		成人した子の親に対する義務 (若齢者用Q. 7)								
		なわ んな い 義 務 を 負	経 済 的 余 裕 が あ	を す べ き だ が あ	経 済 的 余 裕 が あ	助 け を す べ き だ が あ	金 錢 的 な 援 助 を す べ き だ	両 方 す べ き だ	無 回 答	計
親 の 面 倒 見 の 有 無 (若 齢 者 用 Q. 12)	日 本	面倒をみている	22.2 19.0	33.3 42.9	5.6 33.3	33.3 21.4	5.6 6.7	0.0 0.0	100.0 —	
		面倒はみていない	32.4 52.4	5.9 14.3	2.9 33.3	29.4 35.7	26.5 60.0	2.9 33.3	100.0 —	
		多少は面倒をみている	8.4 9.5	20.8 35.7	0.0 0.0	41.6 35.7	20.8 33.3	8.4 66.7	100.0 —	
		親はいない	49.9 14.3	16.7 7.1	16.7 33.3	16.7 3.6	0.0 0.0	0.0 0.0	100.0 —	
		無回答	50.0 4.8	0.0 0.0	0.0 0.0	50.0 3.6	0.0 0.0	0.0 0.0	100.0 —	
		計	— 100.0	— 100.0	— 99.9	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	
	フ ラ ン ス	面倒をみている	11.4 36.4	22.8 72.7	2.9 100.0	28.6 55.5	31.4 61.1	2.9 100.0	100.0 —	
		面倒はみていない	66.7 18.1	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	33.3 5.6	0.0 0.0	100.0 —	
		多少は面倒をみている	21.1 36.4	15.8 27.3	0.0 0.0	36.8 38.9	26.3 27.7	0.0 0.0	100.0 —	
		親はいない	33.3 9.1	0.0 0.0	0.0 0.0	33.3 5.6	33.3 5.6	0.0 0.0	99.9 —	
		計	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	

(4) 調査結果に関する若干のコメント

(ア) 全体的な傾向と今後の課題

以上、調査結果を概観したが、この調査は回答者数が全体で238人と限られているため、この結果だけをもって日仏両国の介護・扶養・相続に関する意識傾向が明らかになったと即断することができないのは当然である。また、後述するように、日本の中でもある種の特性を有する札幌での調査をもって日本全体の結論とすることにも異論のあるところであろう。本調査は、このように対象者数、調査地域等において限られた調査ではあるが、それにもかかわらず、いくつかの興味深い結果がもたらされたように思われる。

まず、全体的傾向として、巷間、個人主義の代表的な国の一つとしてあげられ、高齢者は孤独な老後を送っているといわれるフランスにあっても、少なくとも希望としては子供との同居を望む者が少なくなく、特に介護が必要となった場合には、子供に依存する傾向が顕著であるなど日本と同様の意識傾向がみられることである。このことは、日仏両国間の介護・扶養・相続に関する法律制度を比較検討するに際し、その前提となる国民意識に共通の要素が少なくないことを示しており、両国間の比較法的アプローチの有効性を裏付けるものであろう。ちなみに、日本の場合には、高齢者の子との同居率は相対的に高く、介護についても子への依存傾向は強いが、同時に、“施設シンドローム”とも呼ぶべき病院を含めた施設への強い依存傾向がみられる点に特色がある。フランスにおいては、1980年代後半以降、在宅ケア (soutien à domicile) の充実が図られてきており、日本においても、今後とも、在宅での介護を支援するための施策の充実が求められようが、併せて“施設シンドローム”にどのように対処すべきか、札幌の地域特性も含めて検討すべき課題である。

次に、個別の傾向としては、老後の生活費負担については両国ともに年金等の社会保障が重要な役割を担っており、それへの期待にも大きいものがあるが、日本の若齢者において私的扶養・私的負担への傾斜が著しいのが特徴的である。

また、成人した子の親に対する義務としては、金銭的な援助よりも世話に重点が置かれており、高齢社会を迎える中で、介護問題への対応の重要性が回答者の意識にも現れているように思われる。ただ、親に対する義務意識と実際の生活費負担ないしは介護者に関する意識、さらには親の面倒見の有無とを比較すると、両国ともに明確な相関関係はみられず、規範意識と実際上の必要性に

基づく対応との間にはかなりのギャップがあることが分かる。

相続と扶養の問題については、財産相続（分与）に際して世話の要素を考慮すべきだとする者が両国ともに多数を占めており、民法ないしは社会保障法における新たな問題提起である。これと関連して、親が子供を育てる理由として老後の面倒見に対する期待も含まれるとする者が少なくないことも興味深い。

以上、いくつかの全体的な傾向と課題・問題点を指摘したが、より基本的には、日本とフランスにおける高齢者を取り巻く諸条件——住宅事情、地域との関わり、高齢者の就労状況、転勤の有無を中心とした若齢者の就労状況、親子間の価値観の相違等——を踏まえつつ、両国の介護・扶養・相続に関する民法及び社会保障法制の比較検討を行うことが今後の課題となろう。

(イ) 札幌の特性

日本での今回の調査は、地理的な制約条件等から札幌で行っている。もとより、全国的な調査が望ましいことはいうまでもないが、それが不可能である以上、ここでいくつかの統計資料から得られた関連データを示し、調査結果のより正当な評価に資することとしたい。

札幌市は、1990年現在人口167万人であり、直近5年間の人口増加率は全国13大都市の中で最も高い⁽⁹⁾。65才以上の高齢者が全人口に占める割合を示す高齢化率は9.1%となっており、全国平均の高齢化率12.0%よりもかなり低く、13大都市の中でも低い方から5番目となっている。65才以上の高齢者の世帯状況をみると、高齢単身世帯（65才以上の者1人の一般世帯をいう。）は20,293世帯で、一般世帯⁽¹⁰⁾総数に占める割合は3.2%、高齢夫婦世帯（夫婦とも又はいずれかが65才以上の夫婦だけからなる一般世帯をいう。）は32,433世帯で5.1%となっており、13大都市との比較では高齢単身世帯の割合は5番目に低く、高齢夫婦世帯の割合は7番目と中位に位置する。

次に、福祉サービスの状況を見ると⁽¹¹⁾、1989年現在、在宅福祉サービスのうちホームヘルパーの利用状況は65才以上の高齢者100人当たり9.8人で全都道府県及び11指定都市の中で最下位となっており、デイサービスの利用状況は高齢者100人当たり8.3人で45位、ショートステイも高齢者100人当たり2.9人で53位と極めて低調である。もっとも、同じ調査によると、この時点での札幌市の高齢化率は8.8%で53位となっているので、この点は考慮に入れなければならない。また、施設福祉のうち特別養護老人ホームの定員率は、65才以上の高齢者人口比で10.42%で、全国平均（10.79%）を若干下回る30位となっている。

なお、札幌市の特徴として1人当たりの老人医療費が高い点があげられ、全国平均601,451円に対し、札幌市は1,137,280円で1位となっており、その背景には高い老人病院の整備率がある。

他方、15才以上人口の配偶関係をみると、有配偶の割合は男62.2%、女57.5%とほぼ全国平均（男63.8%、女60.4%）であるが、離別（死別を除く。）の割合は男2.4%、女4.6%と全国平均（男1.8%、女3.2%）をかなり上回っており、13大都市の中でも男は上から2番目、女は上から4番目の高さとなっている。また、合計特殊出生率は全国平均が1.54であるのに対し、札幌市は1.31とかなり低くなっている。

最後に、住居の所有状況を一般世帯全体でみると、民営の借家が43.8%と最も多く、以下、持ち家43.7%、給与住宅5.6%と続く。また、住宅の1世帯当たり延べ面積は67.8㎡、1人当たりでは26.3㎡となっており、1人当たり室数は1.50室である。13大都市との比較では、1人当たり延べ面積は札幌市が最も広がっているが、1人当たり室数では上位から4番目である。

以上、札幌市の特性をまとめると、人口の増加が依然として大きく、高齢化率は低く、福祉サービス、特に在宅福祉サービスは低調であるが、老人病院を含めた施設の整備状況は進んでいることが分かる。加えて、離婚率の高さ、出生率の低さにみられるように、その歴史的沿革からも地縁・血縁的なつながりが薄く、個人主義的な傾向が強い地域特性を有するといえよう。

したがって、日仏の意識調査結果についても、そのような観点からの修正が必要となろうが、そのことはかえって(ア)で指摘した全体的な傾向と問題点——“施設シンドローム”は札幌市の特性の反映という面が大きいように思われるが——をより鮮明に浮かび上らせることとなろう。

3 レンタル家族——幻想としての家族——

(1) レンタル家族とは

日本における家族の役割を考える上で興味深い一つの事例として“レンタル家族”を紹介したい。これは、東京都内のある企業⁽¹²⁾がその企業活動の一環として行っているものであり、高齢者の依頼により「娘（息子）夫婦」をその家庭に派遣するというものである⁽¹³⁾。

そもそも同社は社員教育を主な目的とする企業であり、その一環として「エ

「エンターテイメント事業」を行い「接待役」や「メイド」等の派遣を行ってきたが⁽¹⁴⁾、数年前に顧客からの要望により高齢者に「子供夫婦」を派遣したのが「レンタル家族」の始まりであった。それがある新聞記事⁽¹⁵⁾に掲載されたことにより一躍世間の注目を浴びるにいたり、新聞、テレビ等のマスコミが取り上げる⁽¹⁶⁾にしたがって、レンタル家族を派遣して欲しいという要望も表面化してきたとのことである。

“レンタル家族”は、高齢者の依頼により「娘（息子）夫婦」をその家庭に派遣するというものであるが、派遣される「娘（息子）夫婦」は依頼主たる高齢者とは何の関係もない他人であるばかりでなく、派遣される夫婦同士、さらには同伴する子供も全て他人から成っている疑似家族であり、この疑似「娘（息子）夫婦」が、一定の料金⁽¹⁷⁾の支払を条件として、依頼主の要望に応じた「娘（息子）夫婦」役を演じるというものである。したがって、この企業が派遣の依頼を受けた場合には、事前にその家庭を訪問して依頼主が求めていることを十分つかみ、十分な訓練を受けた「エンターティナー」が相手の要望に沿うような「娘（息子）夫婦」役を演じることとなる。

(2) 派遣実績 — 子供のいる高齢者が半数 —

派遣件数は、1992年1月7日の新聞記事掲載以降同年4月までで17件となっており、4月時点で77世帯が派遣を待っているが、エンターティナーとして必要な訓練を受けた者が6名しかいないため、直ちには派遣できない状況とのことであった。ちなみに、この待機者数は、派遣可能な東京都内及びその近郊に限ったものであり、要望ないし照会があった地域は北海道から沖縄まで全国に及んでいるとのことであった。

派遣を希望する高齢者の状況を聞くと、自分の子供を有する者と有しない者が大体半々であり、世帯の状況としては、夫婦世帯と一人暮らし世帯が6対4の割合となっているが、一人暮らし世帯は全て女性のみで世帯であり、男性の一人暮らし世帯からの要望は皆無とのことである。

(3) 派遣依頼の動機 — 疎外された親の立場の回復 —

派遣依頼の動機として最も多いのは、「子供に苦情を言ってみたくか、説教をぶってみたく」⁽¹⁸⁾ということであり、その背景には現代の疎外された親子関係が存するようである。すなわち、変化の激しい現代社会にあっては、高齢者の知識・経験は継承されるべき意味をほとんど失い、他方、経済的価値至上主義が親子間にも入り込んだ結果、子供は親に対して金銭の話しかしないと

いう状況が生まれつつある。このような状況の中で、「人間愛に飢えている」⁽¹⁹⁾高齢者が、皮肉なことに金銭的対価を支払い、疑似家族との間で一定の役割を持った親の立場を演ずることにより、金銭的価値以外の自らの存在価値——親子関係における存在価値——を確認し、疎外された親の立場をしばしの間だけでも回復しようとしているようである。

(4) レンタル家族の評価

このような現象をどのように評価すべきであろうか。これを客観的に観察すれば、高度に商品経済化された社会にあって、親子関係すら商品化されてしまっているとみることもできよう。

しかしながら、金銭的な対価を支払ってまで疑似家族の派遣を依頼する者の主観に立って考察するとき、核家族化、個人主義化、さらには経済的価値至上主義が親子関係をも支配しようとする現実に直面しつつも、否、そのような現実に直面したが故にこそ、“幻想としての家族”を追い求め、子供との関係の中で——しかも偽りの子供との関係の中で——親としての役割を演じ、親としての存在理由——経済的理由以外のそれ——を確認しようとする高齢者の姿が浮かんでくる。

このような現象は諸外国にも例がないようであり、わが国の高齢者にとって、親子関係ひいては家族というものが扶養関係では包摂し切れない特殊な意味付け——現実の親子関係が不存在又は破綻をしても親としての役割を得ようとするという意味で、親の側からの一方的かつ観念的な意味付け——を持っていることの一つの証左ではなかろうか。このことは、日仏の意識調査に現れた日本の高齢者の子供への強い依存傾向につながるものがあるようにも思われるが、他方、施設シンドロームにみられように若齢者を中心として脱家族化の意識も顕著となってきたおり、人口の高齢化が進展する中で、家族というものがどのような意味付けを与えられているかは、介護・扶養・相続を巡る諸問題を検討するに際して不可欠な視点となろう。

- (1) 厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉計画課・老人福祉振興課監修『老人福祉のてびき』（財団法人長寿社会開発センター・1992年）1—4頁及び21頁。
- (2) 福祉8法の改正経緯及び改正内容については、拙稿「平成二年老人福祉法等改正の立法過程」『北大法学論集』第42巻第1号（1991年）253頁

以下。

- (3) ノーマライゼーションの概念については、杉野昭博「『ノーマライゼーション』の初期概念とその変容」『社会福祉学』第33-2号（1992年）187頁以下参照。
- (4) 65才以上の高齢者の全人口に占める割合が7%から14%に達するまでの期間を国際比較すると、日本は25年と最も短く、フランスは115年と最も長い。厚生省監修・前掲書（注1）4頁。
- (5) 経済企画庁国民生活局が1986年に行った「老人の生活と意識に関する国際比較調査」によると、60才以上の高齢者が三世帯世帯で同居している割合は、日本37.3%、タイ48.5%、アメリカ0.5%、デンマーク0.2%、イタリア14.1%となっており、西欧諸国との比較では子供夫婦との同居率が高く、タイよりは低くなっている。三浦文夫監修『長寿社会調査要覧』（財団法人長寿社会開発センター・1990年）53頁。
- (6) 東京都の「高齢者の生活実態」（1990年）によると、要介護老人の介護者の中で嫁の占める割合は21.8%となっている。三浦文夫編『図説高齢者白書1992』（全国社会福祉協議会・1992年）41頁。
- (7) 戦後の我が国の扶養理論を要説し、その問題点を指摘したものとして吉田邦彦「在宅ケアに関する民法上の諸問題——とくに事故責任（看過過誤）及び老人介護（老親扶養）問題——」『ジュリスト増刊 高齢社会と在宅ケア』（1993年）125以下。
- (8) 内閣総理大臣官房広報室が全国20才以上の者を対象に1986年に行った「家族・家庭に関する世論調査」によると、子供を持ち、育てる意味として「老後の面倒をみてもらう」を選択した者は19.6%に止まっている。なお、この調査は、10の選択肢の中から3つを選択するという方式をとっている。三浦監修・前掲書（注6）507頁。
- (9) 以下の統計は、特に断らない限り、『統計さっぽろ』No123及び124（札幌市企画調整局企画部統計課・1992年）による。
- (10) 一般世帯とは、病院の入院者、社会施設の入所者、寮の学生・生徒等を除いた世帯をいう。
- (11) 福祉サービスの状況及び老人医療費については、厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課監修『目でみる日本の老人保健・福祉』（全国社会福祉協議会・1992年）154～155頁。
- (12) 東京都新宿区にある(株)日本効果性本部。
- (13) 以下の記述の内容は、特に断らない限り、筆者が1992年4月に(株)日本効果性本部において取材し、入手した資料による。
- (14) 1992年3月7日付け日経流通新聞「場面に応じ“役者”派遣 接待係・泥棒役、何でもシナリオに合わせて特訓」参照。
- (15) 1992年1月7日付け毎日新聞東京版「ただいま新商い中 老後の「孤独」

に灯を インスタント家族」。

- (16) 新聞記事としては、毎日・前掲記事（注15）の他、1992年2月13日付け朝日新聞「レンタル家族 団らん演じて3時間15万円」、同日付け読売新聞「レンタル家族 プロの「子役」「孫役」らが楽しいだんらんを演出」等。テレビは、NHK、テレビ朝日等の国内各局の他、ABCニュース等外国の放送局からの取材も相当数あったとのことである。他に、雑誌としては「D I M E」1992年4月2日号等参照。
- (17) 派遣料は1人1時間1万円、夫婦に子供1人の計3人がグループで訪問し、派遣時間は3時間が単位となっている。これに移動に要する時間が加算されるので、往復2時間の所に訪問すれば15万円に交通費を加えた金額が依頼主の支払額となる。
- (18) 「D I M E」（注16）76頁参照。
- (19) 「D I M E」（注16）76頁参照。

(別紙 1) L'Enquête sur le soutien des personnes âgées (pour les personnes au-dessus de 60ans)

Sexe	1. Masculin 2. Feminin	Nationalité	1. Française 2. Autre ()
Avez-vous votre epoux (se) ?	1. Oui 2. Non	Age	1. 60~69 ans 2. 70~79 ans 3. Plus de 80 ans
Q. 1 Maintenant, avec qui est-ce que vous vivez ? R. 1. Seul (e) 2. Avec l'epoux (se) 3. Avec la famille (=l'epoux (se) + l'(es)enfant(s)) 4. Dans un établissement social (ex. logements-foyers, maisons de retraite etc) 5. Autre ()			
Q. 2 Si vous aurez des difficultés à vivre seul, comment est-ce que vous vivrez ? R. 1. A l'hôpital 2. Dans un établissement social (ex. hospices etc) 3. Quand même, vivre seul à l'aide des services publics 4. Vivre avec la famille (=avec l'(es)enfant(s)) 5. Autre ()			
Q. 3 Qui est-ce qui est en charge de la plupart de votre coût de la vie ? R. 1. Vous-même 2. Votre enfant (s) 3. Prestation de la sécurité sociale (ex. pension de retraite etc) 4. Autre ()			
Q. 4 Qui est-ce qui vous soignerait, si vous aviez besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que votre epoux (se) ne fût plus ? R. 1. Votre enfant (s) 2. Bru 3. Les autres alliés que votre enfant (s) et bru 4. Voisin 5. Services publics (l'établissement social inclu) 6. Autre ()			
Q. 5 Qui préféreriez-vous comme personne qui vous soignerait, si vous aviez besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que votre epoux (se) ne fût plus ? R. 1. Votre enfant (s) 2. Bru 3. Les autres alliés que votre enfant (s) et bru 4. Voisin 5. Services publics (l'établissement social inclu) 6. Autre ()			
Q. 6 A votre avis, après arrivant à l'âge adulte, l'enfant, quelle obligation aura-t-il pour ses parents ? R. 1. Rien 2. Une aide financière, si l'enfant a la facilité financière 3. Une aide financière, même si l'enfant n'a pas de facilité financière 4. Les soins plus qu'une aide financière 5. Tous les deux (les soins et l'aide financière)			
Q. 7 Est-ce que vous voulez faire recueillir (partager) plus de succession pour la personne qui vous soignait que pour les autres ? R. 1. Oui 2. Non 3. Ça depend de la personne qui vous soignait (Seule la personne qui choisit 1 ou 3, repond à la question suivante, s. v. p.)			
Q. 7-2 A qui voulez vous faire recueillir (partager) plus de succession pour la personne qui vous soignait, même si elle était comme suivant ; (Vous pouvez choisir plusieurs réponses) R. 1. Votre enfant (s) 2. Bru 3. Les autres alliés que votre enfant (s) et bru 4. Voisin 5. Services publics (l'établissement social inclu)			
Q. 8 A votre avis, pourquoi les parents élèvent des enfants ? Est-ce que l'espérance de s'être occupé par des enfants lors de ses vieux jours est incluse dans les raisons ? R. 1. Oui 2. Non			

<p>Q. 9 Avez-vous des enfants ? R. 1. Oui 2. Non (Seule la personne qui choisit 1. ,repond à la question suivante, s. v. p.)</p>
<p>Q. 9-2 Est-ce que votre enfant s'occupe de vous ? R. 1. Il s'occupe bien de vous 2. Il ne s'occupe pas de vous 3. Il s'occupe un peu de vous</p>
<p>Q. 10 Et vous, est-ce que vous vous êtes occupé de vos parents ? R. 1. Vous vous êtes occupé bien 2. Vous ne vous êtes pas occupé 3. Vous vous êtes occupé un peu 4. Pas de parent</p>

Merci votre patience !

(別紙 2) L'Enquête sur le soutien des personnes âgées (pour les personnes moins de 60ans)

Sexe	1. Masculin 2. Feminin	Nationalité	1. Française 2. Autre ()
Avez-vous votre epoux (se) ?		1. Oui 2. Non	Age 1. 20~29 ans 2. 30~39 ans 3. 40~49 ans 4. 50~59 ans
<p>Q. 1 Après vieillir, avec qui est-ce que vous voulez vivre ? R. 1. Seul (e) 2. Avec l'epoux (se) 3. Avec la famille (=l'epoux (se) + l'(es)enfant(s)) 4. Dans un établissement social (ex. logements-foyers, maisons de retraite etc) 5. Autre ()</p>			
<p>Q. 2 Après vieillir, si vous auriez des difficultés à vivre seul, comment est-ce que vous vivrez ? R. 1. A l'hopital 2. Dans un établissement social (ex. hospices etc) 3. Quand même, vivre seul à l'aide des services publics 4. Vivre avec la famille (=avec l'(es)enfant(s)) 5. Autre ()</p>			
<p>Q. 3 Qui est-ce qui doit être en charge de la plupart du coût de la vie de vos parents ? R. 1. Eux-même 2. Son enfant (s) (vous inclu) 3. Prestation de la sécurité sociale (ex. pension de retrainite etc) 4. Autre ()</p>			
<p>Q. 4 Qui est-ce qui devra être en charge de la plupart de votre coût de la vie ? R. 1. Vous-même 2. Votre enfant (s) 3. Prestation de la sécurité sociale (ex. pension de retraite etc) 4. Autre ()</p>			
<p>Q. 5 Qui est-ce qui devrait soigner vos parents, s'ils avaient besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que son epoux (se) ne fût plus ? R. 1. Son enfant (s) (vous inclus) 2. Bru 3. Les autres alliés que son enfant (s) et bru 4. Voisin 5. Services publics (l'établissement social inclu) 6. Autre ()</p>			
<p>Q. 6 Qui préféreriez-vous comme personne qui vous soignerait, si vous auriez besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que votre epoux (se) ne fût plus ? R. 1. Votre enfant (s) 2. Bru de votre enfant 3. Les autres alliés que votre enfant (s) et bru 4. Voisin 5. Services publics (l'établissement social inclu) 6. Autre ()</p>			

<p>Q. 7 A votre avis, après arrivant à l'age adulte, l'enfant, quelle obligation aura-t-il pour ses parents ?</p> <p>R. 1. Rien 2. Une aide financière, si l'enfant a la facilité financière 3. Une aide financière, même si l'enfant n'a pas de facilité financière 4. Les soins plus que une aide financière 5. Tous les deux (les soins et l'aide financière)</p>
<p>Q. 8 Est-ce que vous pensez si la succession de votre parent doit être recueillie (partagée) plus par la personne qui soignait votre parent que par les autres ?</p> <p>R. 1. Oui 2. Non 3. Ça dépend de la personne qui le soignait (Seule la personne qui choisit 1 ou 3, répond à la question suivante, s. v. p.)</p>
<p>Q. 8-2 Est-ce que vous pensez que la succession de votre parent doit être recueillie (partagée) plus par la personne qui soignait votre parent que par les autres, même si elle était comme suivant ; (Vous pouvez choisir plusieurs réponses)</p> <p>R. 1. Son enfant (s) (vous inclu) 2. Bru 3. Les autres alliés que son enfant (s) et bru 4. Voisin 5. Services publics (l'établissement social inclu)</p>
<p>Q. 9 A l'avenir, est-ce que vous voulez faire recueillir (partager) plus de succession pour la personne qui vous soignerait que pour les autres ?</p> <p>R. 1. Oui 2. Non 3. Ça dépend de la personne qui vous soignerait</p>
<p>Q. 10 A votre avis, pourquoi les parents élèvent des enfants ? Est-ce que l'espérance de s'être occupé par des enfants lors de ses vieux jours est incluse dans les raisons ?</p> <p>R. 1. Oui 2. Non</p>
<p>Q. 11 Avez-vous des enfants ?</p> <p>R. 1. Oui 2. Non (Seule la personne qui choisit 1 ,repond à la question suivante, s. v. p.)</p>
<p>Q. 11-2 Est-ce que votre enfant s'occupera de vous ?</p> <p>R. 1. Il s'occupera bien de vous 2. Il ne s'occupera pas de vous 3. Il s'occupera un peu de vous</p>
<p>Q. 12 Et vous, est-ce que vous vous occupez de vos parents ?</p> <p>R. 1. Vous vous êtes occupé bien 2. Vous ne vous êtes pas occupé 3. Vous vous êtes occupé un peu 4. Pas de parent</p>

Merci votre patience !

Les soins, entretien et succession des personnes âgées

— Les enquêtes sur les soutiens des personnes âgées entre le Japon et la France —

Takahiro EGUCHI*

En 1992, Je faisais les enquêtes sur les soutiens des personnes âgées pour comparer les idées des gens au Japon à celles en France. Les lieux, sexes, âges des personnes qui ont répondu sont comme le tableau 1.

Et, les questions et réponses des enquêtes sont comme les tableaux 2 et 3. On pourrait trouver la similarité des idées entre les japonais et les français, surtout celles des soins dépendant des enfants. Nous devons considérer les systèmes des soutiens des personnes âgées pour faire vivre comme elles veulent.

Tableau 1-Lieux, sexes, âges des personnes qui ont répondu

(en personnes)

		20~ 29 ans	30~ 39 ans	40~ 49 ans	50~ 59 ans	60~ 69 ans	70~ 79 ans	80 et plus	Non réponse	Moins de 60 ans	Audessus de 60 ans	Total
Japon	Hommes	15	4	11	12	15	12	3	0	42	30	72
	Femmes	11	7	14	9	9	10	3	1(1)	42	22	64
	Total	26	11	25	21	24	22	6	1(1)	84	52	136
France	Hommes	3	11	9	8	9	5	5	0	31	19	50
	Femmes	8	4	8	8	14	7	1	2(1)	29	23	52
	Total	11	15	17	16	23	12	6	2(1)	60	42	102
Total	Hommes	18	15	20	20	24	17	8	0	73	49	122
	Femmes	19	11	22	17	23	17	4	3(2)	71	45	116
	Total	37	26	42	37	47	34	12	3(2)	144	94	238

* Les nombres dans les parenthèses sont ceux des personnes moins de 60 ans (double comptés).

*Professeur adjoint à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido.

Tableau 2-L'Enquête sur le soutien des personnes âgées (pour les personnes
audeessus de 60 ans)

(en %)

Questions et réponses	Japon	France
Q. 1 Maintenant, avec qui est-ce que vous vivez?		
R. 1. Seul (e)	11.5	38.1
2. Avec l'époux (se)	51.9	50.0
3. Avec la famille (=l'époux (se) + l' (es) enfant (s))	30.8	9.5
4. Dans un établissement social (ex. logements-foyers, maisons de retraite etc)	1.9	0.0
5. Autre	3.8	0.0
6. Non réponse	0.0	2.4
Q. 2 Si vous aurez des difficultés à vivre seul, comment est-ce que vous vivrez?		
R. 1. A l'hôpital	9.6	0.0
2. Dans un établissement social (ex. hospices etc)	15.4	16.7
3. Quand même, vivre seul à l'aide des services publics	7.7	28.6
4. Vivre avec la famille (=avec l'(es) enfant(s))	59.6	31.0
5. Autre	0.0	9.5
6. Plusieurs réponses	3.8	2.4
7. Non réponse	3.8	11.9
Q. 3 Qui est-ce qui est en charge de la plupart de votre coût de la vie?		
R. 1. Vous-même	21.2	28.6
2. Votre enfant(s)	1.9	4.8
3. Prestation de la sécurité sociale (ex. pension de retraite etc)	69.2	50.0
4. Autre	0.0	9.5
5. Plusieurs réponses	7.7	2.4
6. Non réponse	0.0	4.8
Q. 4 Qui est-ce qui vous soignerait, si vous aviez besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que votre époux(se) ne fût plus?		
R. 1. Votre enfant(s)	61.5	45.2
2. Bru	5.8	0.0
3. Les autres alliés que votre enfant(s) et bru	1.9	4.8
4. Voisin	0.0	7.1
5. Services publics (l'établissement social inclu)	21.2	31.0
6. Autre	1.9	0.0
7. Plusieurs réponses	5.8	4.8
8. Non réponse	1.9	7.1
Q. 5 Qui préféreriez-vous comme personne qui vous soignerait, si vous aviez besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que votre époux(se) ne fût plus?		
R. 1. Votre enfant(s)	57.7	54.8
2. Bru	7.7	0.0
3. Les autres alliés que votre enfant(s) et bru	1.9	4.8
4. Voisin	0.0	7.1
5. Services publics (l'établissement social inclu)	28.8	21.4
6. Autre	0.0	4.8

7. Plusieurs réponses	3.8	2.4
8. Non réponse	0.0	4.8
Q. 6 A votre avis, après arrivant à l'âge adulte, l'enfant, quelle obligation aura-t-il pour ses parents?		
R. 1. Rien	30.8	16.7
2. Une aide financière, si l'enfant a la facilité financière	19.2	16.7
3. Une aide financière, même si l'enfant n'a pas de facilité financière	0.0	7.1
4. Les soins plus qu'une aide financière	40.4	23.8
5. Tous les deux (les soins et l'aide financière)	3.8	23.8
6. Non réponse	5.8	11.9
Q. 7 Est-ce que vous voulez faire recueillir (partager) plus de succession pour la personne qui vous soignait que pour les autres? (Seure la personne qui choisit 1 ou 3, repond à la question suivante, s. v. p.)		
R. 1. Oui	67.3	54.8
2. Non	13.5	28.6
3. Ça depend de la personne qui vous soignait	17.3	9.5
4. Non réponse	1.9	7.1
Q. 7-2 A qui voulez vous faire recueillir (partager) plus de succession pour la personne qui vous soignait, même si elle etait comme suivant ; (Vous pouvez choisir plusieurs réponses)		
R. 1. Votre enfant(s)	38.6	63.0
2. Bru	2.3	3.7
3. Les autres alliés que votre enfant(s) et bru	6.8	0.0
4. Voisin	2.3	3.7
5. Services publics (l'établissement social inclu)	2.3	11.1
6. Plusieurs réponses	40.9	14.8
7. Non réponse	6.8	3.7
Q. 8 A votre avis, pourquoi les parents élèvent des enfants? Est-ce que l'espérance de s'être occupé par des enfants lors de ses vieux jours est incluse dans les raisons?		
R. 1. Oui	48.1	33.3
2. Non	50.0	64.3
3. Non réponse	1.9	2.4
Q. 9 Avez-vous des enfants? (Seule la personne qui choisit 1, repond à la question suivante, s. v. p.)		
R. 1. Oui	94.2	71.4
2. Non	3.8	26.2
3. Non réponse	1.9	2.4
Q. 9-2 Est-ce que votre enfant s'occupe de vous?		
R. 1. Il s'occupe bien de vous	30.6	50.0
2. Il ne s'occupe pas de vous	26.5	16.7
3. Il s'occupe un peu de vous	40.8	23.3
4. Non réponse	2.0	10.0
Q. 10 Et vous, est-ce que vous vous êtes occupé de vos parents?		
R. 1. Vous vous êtes occupé bien	55.8	69.0
2. Vous ne vous êtes pas occupé	9.6	7.1
3. Vous vous êtes occupé un peu	28.8	7.1

4. Pas de parent	3.8	14.3
5. Non réponse	1.9	2.4

Tableau 3-L'Enquête sur le soutien des personnes âgées (pour les personnes moins de 60 ans) (en %)

Questions et réponses	Japon	France
Q. 1 Après vieillir, avec qui est-ce que vous voulez vivre?		
R. 1. Seul (e)	4.8	3.3
2. Avec l'époux(se)	54.8	63.3
3. Avec la famille (=l'époux(se) + l'(es) enfant(s))	38.1	30.0
4. Dans un établissement social (ex. logements-foyers, maisons de retraite etc)	2.4	0.0
5. Autre	0.0	1.7
6. Plusieurs réponses	0.0	1.7
Q. 2 Après vieillir, si vous auriez des difficultés à vivre seul, comment est-ce que vous vivrez?		
R. 1. A l'hôpital	6.0	0.0
2. Dans un établissement social (ex. hospices etc)	35.7	11.7
3. Quand même, vivre seul à l'aide des services publics	21.4	30.0
4. Vivre avec la famille (=avec l'(es) enfant(s))	29.8	55.0
5. Autre	1.2	3.3
6. Plusieurs réponses	2.4	0.0
7. Non réponse	3.6	0.0
Q. 3 Qui est-ce qui doit être en charge de la plupart du coût de la vie de vos parents?		
R. 1. Eux-même	23.8	21.7
2. Son enfant(s) (vous inclu)	35.7	10.0
3. Prestation de la sécurité sociale (ex. pension de retraite etc)	34.5	51.7
4. Autre	1.2	0.0
5. Plusieurs réponses	4.8	15.0
6. Non réponse	0.0	1.7
Q. 4 Qui est-ce qui devra être en charge de la plupart de votre coût de la vie?		
R. 1. Vous-même	44.0	26.7
2. Votre enfant(s)	4.8	6.7
3. Prestation de la sécurité sociale (ex. pension de retraite etc)	41.7	53.3
4. Autre	0.0	1.7
5. Plusieurs réponses	8.3	11.7
6. Non réponse	1.2	0.0
Q. 5 Qui est-ce qui devrait soigner vos parents, s'ils avaient besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que son époux(se) ne fût plus?		
R. 1. Son enfant(s) (vous inclus)	70.2	51.7
2. Bru	2.4	1.7
3. Les autres alliés que son enfant(s) et bru	0.0	0.0
4. Voisin	0.0	1.7
5. Services publics (l'établissement social inclu)	15.5	21.7

6. Autre	0.0	1.7
7. Plusieurs réponses	10.7	18.3
8. Non réponse	1.2	3.3
Q. 6 Qui préféreriez-vous comme personne qui vous soignerait, si vous auriez besoins d'être soigné par des autres personnes en supposant que votre epoux(se) ne fût plus?		
R. 1. Votre enfant(s)	40.5	45.0
2. Bru de votre enfant	2.4	0.0
3. Les autres alliés que votre enfant(s) et bru	0.0	1.7
4. Voisin	0.0	0.0
5. Services publics (l'établissement social inclu)	47.6	28.3
6. Autre	3.6	1.7
7. Plusieurs réponses	6.0	21.7
8. Non réponse	0.0	1.7
Q. 7 A votre avis, après arrivant à l'age adulte, l'enfant, quelle obligation aura-t-il pour ses parents?		
R. 1. Rien	25.0	18.3
2. Une aide financière, si l'enfant a la facilité financière	16.7	18.3
3. Une aide financière, même si l'enfant n'a pas de facilité financière	3.6	1.7
4. Les soins plus que une aide financière	33.3	30.0
5. Tous les deux (les soins et l'aide financière)	17.9	30.0
6. Non réponse	3.6	1.7
Q. 8 Est-ce que vous pensez si la succession de votre parent doit être recueillie (partagée) plus par la personne qui soignait votre parent que par les autres? (Seule la personne qui choisit 1 ou 3, repond à la question suivante, s. v. p.)		
R. 1. Oui	69.0	46.7
2. Non	13.1	23.3
3. Ça depend de la personne qui le soignait	16.7	25.0
4. Non réponse	1.2	5.0
Q. 8-2 Est-ce que vous pensez que la succession de votre parent doit être recueillie (partagée) plus par la personne qui soignait votre parent que par les autres, même si elle était comme suivant; (Vous pouvez choisir plusieurs réponses)		
R. 1. Son enfant(s) (vous inclu)	27.8	51.2
2. Bru	1.4	0.0
3. Les autres alliés que son enfant(s) et la bru	0.0	7.0
4. Voisin	0.0	2.3
5. Services publics (l'établissement social inclu)	0.0	14.0
6. Plusieurs réponses	65.3	18.6
7. Non réponse	5.6	7.0
Q. 9 A l'avenir, est-ce que vous voulez faire recueillir (partager) plus de succession pour la personne qui vous soignerait que pour les autres?		
R. 1. Oui	59.5	31.7
2. Non	7.1	25.0
3. Ça depend de la personne qui vous soignerait	32.1	43.3
4. Non réponse	1.2	0.0

Q. 10 A votre avis, pourquoi les parents élèvent des enfants? Est-ce que l'espérance de s'être occupé par des enfants lors de ses vieux jours est incluse dans les raisons?		
R. 1. Oui	41.7	25.0
2. Non	57.1	75.0
3. Non réponse	1.2	0.0
Q. 11 Avez-vous des enfants? (Seule la personne qui choisit 1, répond à la question suivante, s. v. p.)		
R. 1. Oui	64.3	63.3
2. Non	35.7	36.7
Q. 11-2 Est-ce que votre enfant s'occupera de vous?		
R. 1. Il s'occupera bien de vous	22.2	47.4
2. Il ne s'occupera pas de vous	5.6	10.5
3. Il s'occupera un peu de vous	72.2	34.2
4. Non réponse	0.0	7.9
Q. 12 Et vous, est-ce que vous vous occupez de vos parents?		
R. 1. Vous vous êtes occupé bien	21.4	58.3
2. Vous ne vous êtes pas occupé	40.5	5.0
3. Vous vous êtes occupé un peu	28.6	31.7
4. Pas de parent	7.1	5.0
5. Non réponse	2.4	0.0